

受 理 通 知 書

資 循 第 19 - 9 号

平成 23 年 7 月 11 日

岩手県奥州市胆沢区若柳字堀通 27 番地 1  
奥州循環システム株式会社  
代表取締役 南部 智成 様

岩手県知事 達 増 拓 也



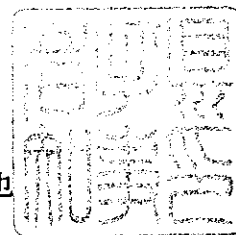
平成 23 年 7 月 4 日付けで届出のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受理したので通知します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	岩手県奥州市胆沢区若柳字堀通 27 番 1、27 番 2、28 番、29 番 1 及び 29 番 2
産業廃棄物処理施設の種類	がれき類の破碎施設
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	コンクリートの破片その他これに類する不要物
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	平成 22 年 11 月 16 日 第 110082-10 号
法第 15 条の 2 第 4 項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に付された条件	無

受 理 通 知 書

資 循 第 19 - 8 号  
平 成 25 年 9 月 4 日

岩手県奥州市胆沢区若柳字堀通 27 番地 1  
奥州循環システム株式会社  
代表取締役 南部 智成 様



岩手県知事 達増拓也

平成 25 年 8 月 28 日付けで届出のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受理したので通知します。

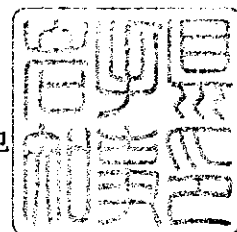
産業廃棄物処理施設の設置の場所	岩手県奥州市胆沢区小山字北赤堰 62 番 2、71 番 4、72 番及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場所：岩手県奥州市胆沢区小山字北赤堰 62 番 2、71 番 4 及び 72 番）
産業廃棄物処理施設の種類	木くずの破碎施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	木くず
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	平成 25 年 4 月 23 日 第 113082-2 号
法第 15 条の 2 第 4 項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に付された条件	無

受 理 通 知 書

資 循 第 19-14 号  
平 成 26 年 3 月 19 日

岩手県奥州市胆沢区若柳字堀通 27 番地 1  
奥州循環システム株式会社  
代表取締役 南部 智成 様

岩手県知事 達 増 拓 也



平成 26 年 3 月 10 日付けで届出のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を受理したので通知します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	岩手県奥州市胆沢区小山字北赤堰 62 番 2、71 番 4、72 番及び排出事業場（駐機場所：岩手県奥州市胆沢区小山字北赤堰 62 番 2、71 番 4 及び 72 番）
産業廃棄物処理施設の種類	木くずの破碎施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	木くず
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	平成 26 年 2 月 20 日 第 113082-17 号
法第 15 条の 2 第 4 項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に付された条件	無